

## 適格請求書発行事業者登録番号の通知

2023年10月1日から、「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。

複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

これに伴い、地方独立行政法人岩手県工業技術センターの適格請求書発行事業者登録番号を通知いたします。

**【適格請求書発行事業者登録番号】**

T 6 4 0 0 0 0 5 0 0 2 3 5 9